

釧路市まちづくり基本条例 前文

釧路市は、原始の様相を今に伝える釧路湿原、母なる釧路川、特別天然記念物のマリモが生育する阿寒湖をはじめとする大小の湖沼、広大な森林などの厳しくも豊かな自然の恵みのもと、その自然と共生してきたアイヌの人たちや開拓のために移り住んだ人たちなどの長年の労苦と努力によって、東北海道の中核都市へと発展を遂げてきました。

私たち釧路市民は、「広野に丹頂が舞い、夕焼けが太平洋を染める釧路の市民です」とうたい出され、「生産都市を誇りとして、健康で明るく、豊かで文化の香り高いまち」を築くことを目指した釧路市民憲章を胸に、あすの釧路市がより輝くよう、次世代に引き継いでいく責任があります。

私たちは、皆で築き上げてきた歴史を誇りとして、まちづくりを自ら担う気概を持ち、まちづくりの主体としての役割を果たしていかなければなりません。

ともに考え、互いに認め合い、力を合わせてまちづくりに取り組み続けることで、人と人との絆や^{きずな}支え合う心をより確かなものにし、喜びとやりがいを感じながら、安全で安心な心豊かに暮らせるまち釧路を築いていくために、まちづくりの規範として、この条例を制定します。

(2015(平成27)年10月1日施行)

市民憲章

前文

わたしたちは、広野に丹頂が舞い、夕焼けが太平洋を染める釧路の市民です。
わたしたちは、先人の開拓精神をうけつぎ、生産都市を誇りとして、健康で明るく、豊かで文化の香り高いまちを築くために、この憲章を定めます。
きょうを充実させ、あすを発展させるために。

本文

- 一. 元気で働き、明るく豊かなまちをつくりましょう
- 一. きまりを守り、安全で安心な住みよいまちをつくりましょう
- 一. 緑を育て、自然豊かなきれいなまちをつくりましょう
- 一. 人にやさしく、心ふれあう温かいまちをつくりましょう
- 一. 文化を高め、命を尊ぶ平和なまちをつくりましょう
- 一. 郷土を愛し、世界に誇れるまちをつくりましょう

(2006(平成18)年10月11日制定)



本市においては、これまで地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を推進してきました。今後も「釧路市子ども子育て支援事業計画」を基に、毎年取組内容の改善を図り、子育て支援をすすめていきます。

子育て家庭 支援ガイドブック

発行 行／釧路市
〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地
TEL(0154)23-5151
2024(令和6)年3月改訂
企画・編集／釧路市こども保健部こども支援課
(市役所防災庁舎2階12番窓口)
印刷 刷／藤田印刷株式会社



釧路市情報へ手軽にアクセス!

LINEでもほぼ毎日情報発信しています♪

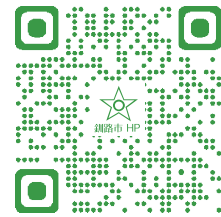
1. 「釧路市公式LINE」について

右のQRコードから友だちに追加できます。
受信設定をすると、あなたに合った情報が届くようになります（後から設定を変更することも可能です）。
子育てのほか、ごみの日・防災情報などにも気軽にアクセスできるようになるので、オススメです♪



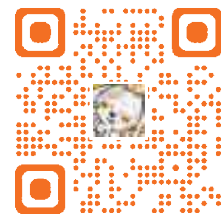
2. 釧路市ホームページをぜひご覧ください!

右のQRコードを読み取るか、「釧路市 HP」で検索するとアクセスできます💡 子育てや暮らしに関することのほかにも、様々な情報があるのでぜひご覧ください♪



3. 子育てガイドを、スマホでも。

本書「子育てガイドブック」も釧路市HP上で見ることができます！高画質のため、Wi-Fiなど通信環境が良い場所での閲覧を推奨しております。右のQRコードからもご覧いただけます。



KOSODATE
GUIDE BOOK